

平成26年 農作業料金・農業労賃に関する調査結果

目次

はじめに

I. 調査の概要	1
II. 調査結果の概要	
1. 水稲作の部分・全面作業受託料金	2
2. オペレータ賃金と農外諸賃金	4
3. 農作業別農業臨時雇賃金	5
4. 農業臨時雇賃金と標準賃金との比較	7
5. 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金(臨時雇・パート)の水準 ..	8
6. 農外諸賃金の水準	9

平成27年2月
青森県農業会議

はじめに

本調査は、昭和35年に開始し、農業の臨時雇賃金等の把握を行ってきたが、その後、農業の就業構造の変化に伴い、調査内容を改善し、稲作の作業請負料金（部分作業請負・全面作業請負）や農業経営基盤強化促進法に基づく、農作業受委託の制度化に伴う、農作業受委託料金等を調査項目に加えて充実を図ってきた。本年も青森県内40市町村農業委員会のご協力を得て、平成26年12月31日を調査時点とし、平成26年1月1日より1年間について調査したものである。

平成26年の水稲作一般作業受託料金水準では、育苗と耕起から代かきまでの項目において、中苗と耕起の組織が対前年比がマイナスとなっているが、その他の項目においては、プラスとなっている。

また、オペレータ賃金と農外諸賃金（男性）との比較をすると、農外諸賃金の全職種がオペレータ賃金より高い水準となっている。

以上のように、今回の調査結果は、対前年比プラスの項目も例年と比べ増えてはきたが、依然としてマイナスの項目も多く、不透明な農業政策による先行き不安、農産物価格の低迷による農業所得の減少、担い手不足や高齢化などを背景とした近年の厳しい農業情勢が反映されている。

本調査結果を県内の農業就業構造ならびに、各々の農業経営の改善等に取り組むための参考資料として、幅広くご活用いただければ幸いです。

最後に、本調査にご協力いただいた市町村農業委員会に厚くお礼申し上げます。

平成27年2月

青森県農業会議

I. 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、農作業の受託（請負）料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準の把握等を通じて、農業労働力の確保調整や協定賃金の作成、他産業就業対策などの農家労働力事情など、農業就業構造ならびに農業経営の改善・近代化に貢献してきた。農業労働力事情関係の調査としては、他に類例を見ないものとして、関係方面から高い評価を得てきた。

最近の農業労働事情をめぐっては、農業就業者の高齢化、担い手不足、さらには雇用労働力の確保の困難など、新たな問題も生じてきた。これら諸事情にかんがみ、農業・農村における労働事情について、一層の把握に努め、今後、適正かつ合理的に標準（協定）賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進等を通じ、足腰の強い農業・農業経営の実現に資することを目的に本調査を実施した。

2. 調査の方法

- (1) 本調査は、全国農業会議所が作成した調査票にもとづき、青森県農業会議の指導のもとに、市町村農業委員会が実施した。
- (2) 調査市町村は、平成26年12月31日時点における全市町村（40市町村）を対象としている。
- (3) 調査の項目
 - ① 水稻作の部分・全面作業受託料金の水準
 - ② オペレータ賃金
 - ③ 農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
 - ④ 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の協定状況
 - ⑤ 市町村内の農外諸賃金の水準

3. 調査の時期および期間

平成26年12月31日を調査時点とし、平成26年1月1日より同年12月31日までの1年間を調査対象としている。

II. 調査結果の概要

1. 水稻作の部分・全面作業受託料金

(1) 部分作業の受託料金（第1表）

農作業受託料金のうち、稲作関係の部分農作業受託料金を《育苗》、《耕起》、《代かき》、《耕起～代かき（一貫）》、《機械田植(苗代別)》、《機械刈取（コンバイン）》、《刈取～乾燥・調整》、《乾燥・調整（60kg当たり）》の各作業について、受託主体別（個人農家と生産組織）に調査したものである。

① 《育苗》

《育苗》の県平均をみると、個人農家の場合＜稚苗＞が10a当たり22,260円（対前年比3.0%上昇）、＜中苗＞が10a当たり20,697円（同0.3%上昇）となっている。

地域別にみると、＜稚苗＞は「上十三」が29,750円と最も高く、次いで「津軽南」が22,750円、「中弘」が19,040円の順となっている。＜中苗＞は「東青」が26,600円と最も高く、次いで「三八」が20,976円、「上十三」が20,124円の順となっている。

また、生産組織の《育苗》の県平均をみると、＜稚苗＞が10a当たり18,200円（同10.7%上昇）、＜中苗＞が10a当たり20,535円（同1.5%下落）となっている。

② 《一貫》・《耕起》と《代かき》

《一貫（耕起～代かき）》の県平均は、個人農家が10a当たり10,214円（対前年比0.7%上昇）、生産組織が10,312円（同1.1%上昇）といずれも上昇している。

《耕起》と《代かき》の県平均は、個人農家の場合、《耕起》は10a当たり5,012円（同1.0%上昇）、《代かき》は5,609円（同1.4%上昇）となっている。また、生産組織の場合、《耕起》は10a当たり5,024円（同0.5%下落）、《代かき》は5,678円（同2.5%上昇）となっている。

③ 《機械田植（苗代別）》

《機械田植》の県平均をみると、個人農家が10a当たり6,049円（対前年比0.5%上昇）、生産組織では5,793円（同2.1%上昇）といずれも上昇している。

④ 《防除（薬剤費別、1回当たり）》

《防除（薬剤費別、1回当たり）》の県平均を見ると、個人農家は10a当たり1,974円（対前年比6.7%上昇）、生産組織では1,783円（同0.9%上昇）といずれも上昇している。

⑤ 《機械刈取（コンバイン）》

《機械刈取（コンバイン）》の県平均を見ると、個人農家は10a当たり12,506円（対前年比0.7%上昇）、生産組織では11,957円（同3.4%下落）となっている。

⑥ 《刈取～乾燥・調整》

《刈取～乾燥・調整》の一貫収穫作業の県平均をみると、個人農家は10a当たり25,548円（対前年比0.3%上昇）、生産組織は27,206円（同3.4%下落）となっている。

⑦ 《乾燥・調整（60kg当たり）》

《乾燥・調整》の県平均をみると、個人農家は60kg当たり1,461円（対前年比3.4%下落）、生産組織は1,505円（同1.7%下落）といずれも下落している。

第1表 水稲作一般作業受託料金水準

（単位：円／10a当たり）

			県平均	市 別							
				東 青	西・つがる	中 弘	津 軽 南	北 五	上 十 三	下 北	三 八
育 苗 (種子代含)	稚苗	個人	22,260 (3.0)	17,500	0	19,040	22,750	0	29,750	0	0
		組織	18,200 (10.7)	0	0	18,200	0	0	0	0	0
	中苗	個人	20,697 (0.3)	26,600	19,495	18,887	20,061	19,000	20,124	0	20,976
		組織	20,535 (△1.5)	0	0	17,332	19,202	19,000	23,370	0	22,503
耕 起 から 代かき まで	一貫	個人	10,214 (0.7)	10,148	11,333	11,234	9,900	11,500	9,400	8,840	10,150
		組織	10,312 (1.1)	13,638	0	8,753	10,133	0	8,000	10,000	9,667
	耕起	個人	5,012 (1.0)	4,772	5,750	5,093	4,760	4,433	4,100	6,088	5,178
		組織	5,024 (△0.5)	7,350	0	5,200	4,667	0	3,856	7,000	4,667
	代かき	個人	5,609 (1.4)	5,483	7,250	5,527	4,940	5,667	5,000	6,250	5,744
		組織	5,678 (2.5)	8,925	0	6,500	4,800	0	4,565	8,000	5,167
機械田植 (苗代別)	個人	6,049 (0.5)	6,169	5,567	5,806	5,900	5,417	6,288	7,100	5,888	
	組織	5,793 (2.1)	6,438	0	3,650	5,567	0	6,500	8,000	5,333	
防 除 (薬剤費別、1回当たり)	個人	1,974 (6.7)	2,350	1,000	0	2,225	2,000	2,544	1,400	1,110	
	組織	1,783 (0.9)	0	0	0	2,133	0	0	0	1,433	
機械刈取 (コンバイン)	個人	12,506 (0.7)	14,069	11,833	15,628	15,400	11,583	10,688	11,143	12,678	
	組織	11,957 (△3.4)	12,200	0	12,000	16,000	10,000	6,686	9,000	11,867	
刈取～乾燥・調整	個人	25,548 (0.3)	18,300	20,600	30,614	34,620	22,700	24,080	9,800	27,792	
	組織	27,206 (△3.4)	0	0	18,350	32,400	22,333	0	0	35,100	
乾燥・調整 (60kg当たり)	個人	1,461 (△3.4)	950	1,600	1,595	1,990	1,475	1,162	800	1,487	
	組織	1,505 (△1.7)	0	0	1,300	1,693	1,400	1,009	0	1,730	

※ 表中の「個人」は個人農家、「組織」は生産組織

() 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

(2) 全面作業の受託料金 (第2表)

稲作の農作業の全面受託料金は、種籾・除草剤・肥料・農薬代などの生産資材をすべて受託者が負担する「生産資材費込み (以下「込み」)」のものと、生産資材を委託者が負担する「生産資材費別 (以下「別」)」に区分し、さらに個人農家と生産組織に分けて調査したものである。

- ① 個人農家：「込み」は、10a当たり67,837円 (対前年比2.4%下落)、「別」は50,950円 (同2.7%下落) といずれも下落している。
- ② 生産組織：「込み」は、10a当たり81,521円 (対前年比1.6%下落)、「別」は52,320円 (同0.4%上昇) となっている。

※ なお、全面農作業の受託料金については、第2表のとおり回答市町村数が少ないことから、事例的なものとして参考にしていただければ幸いである。

第2表 水稻作全面作業受委託料金

(単位：円/10a当たり)

		回答市町村数	料 金
種籾・除草剤・肥料・農薬代「込み」	個人農家	15	67,837 (△2.4)
	生産組織	3	81,521 (△1.6)
種籾・除草剤・肥料・農薬代「別」	個人農家	14	50,950 (△2.7)
	生産組織	5	52,320 (0.4)

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

2. オペレータ賃金と農外諸賃金

(1) オペレータ賃金 (第3表)

オペレータの賃金は、「トラクター」、「田植機」、「コンバイン」の各オペレータの純然たる労働賃金のみを1日 (8時間) 当たりで調査したものである。

県平均では、「コンバイン」が8,792円 (対前年比1.2%上昇) で最も高く、次いで「トラクター」が8,490円 (同3.4%上昇)、「田植機」が8,422円 (同3.1%上昇) の順となっている。

第3表 オペレータ賃金

(単位：円/1日 [8時間] 当たり)

	県平均	郡 市 別												
		東	青	西・つがる	中	弘	津	軽	南北	五	上十三	下	北	三
トラクター	8,490 (3.4)	8,000	7,333	8,077	8,000	8,400	10,600	6,000	8,067					
田植機	8,422 (3.1)	8,000	7,333	8,238	8,000	8,400	9,933	7,167	8,400					
コンバイン	8,792 (1.2)	8,000	7,333	8,883	8,000	8,400	10,667	8,500	8,733					

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

(2) オペレータ賃金と農外諸賃金（男性）との比較（第4表）

市町村ならびに、近郊（通勤可能範囲）における農外諸賃金水準の県平均をオペレータ賃金と比較したものである。

トラクターのオペレータ賃金を100とした場合、農外諸賃金（男性）は、「大工」153、「左官」147、「土木工」108、「造林」118、「伐出」135という指数になり、オペレータ賃金が農外諸賃金に比べ、低い水準となっている。

第4表 オペレータ賃金と農外諸賃金（男性）との比較 （単位：円／1日〔8時間〕当たり）

	オペレータ賃金		農 外 諸 賃 金				
	トラクター	コンバイン	大 工	左 官	土 木 工	造 林	伐 出
県 平 均	8,490 (3.4)	8,792 (1.2)	12,991 (2.4)	12,456 (3.3)	9,129 (3.0)	10,038 (0.5)	11,490 (0.7)
指 数	100	104	153	147	108	118	135

※ 指数：トラクターのオペレータ賃金を100とした場合

() 内は対前年比上昇率(%)〔△は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

3. 農作業別農業臨時雇賃金

(1) 農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金（第5表）

個々の経営体の需要に応じた労働力の需給調整対策の充実や、質・量ともに兼ね備えた労働力の確保調整をはじめ、地域の実態に即した臨時雇賃金の適正な水準形成に向けて、県内の農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金を調査したものである。

1日当たりの実勢賃金の県平均を作業別にみると、農作業一般の中でも、熟練度が求められる「専門作業」は男性が7,124円（対前年比1.2%下落）、女性が6,425円（同0.4%下落）といずれも下落している。「一般・軽作業」は男性が5,687円（同0.4%上昇）、女性が5,567円（同0.7%上昇）となっており、いずれも上昇している。

また、具体的作業のうち、水稲では「機械作業補助」は男性が6,105円（同0.8%上昇）、女性が5,812円（同1.4%上昇）、「田植」は男性が5,624円（同4.3%上昇）、女性が5,670円（同4.0%上昇）、「稲刈」は男性が5,690円（同1.9%上昇）、女性が5,725円（同2.3%上昇）となっている。

同じく具体的作業のうち、りんごの「剪定」は男性が8,710円（同1.6%上昇）、女性が8,310円（同1.0%上昇）、「摘果」は男性が5,659円（同1.9%上昇）、女性が5,509円（同1.6%上昇）、「収穫」は男性が5,729円（同1.8%上昇）、女性が5,539円（同1.7%上昇）となっており、具体的作業ではすべての項目で上昇しているが、「田植」と「稲刈」以外の項目において男女間に格差が見られる。

第5表 農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金 (単位：円／1日〔8時間〕当たり)

			県平均	市 別									
				東 青	西・つがる	中 弘	津 軽	南 北	五 上	十 三	下 北	三 八	
男性	農作業一般	専門作業	7,124 (△1.2)	7,700	6,333	6,880	6,880	7,700	7,060	6,000	7,440		
		一般・軽作業	5,687 (0.4)	5,575	5,467	5,580	5,580	6,017	6,300	5,230	5,563		
	うち具体的作業	水	機械作業助	6,105 (0.8)	6,000	5,500	5,950	5,950	6,040	6,460	6,710	5,720	
			田植	5,624 (4.3)	5,850	5,400	0	0	0	0	0	5,200	
		稲	稲刈	5,690 (1.9)	5,900	5,400	0	0	0	6,000	0	5,200	
			りんご	剪定	8,710 (1.6)	8,900	9,100	8,840	8,840	8,575	0	0	8,425
		摘果	5,659 (1.9)	5,600	5,500	5,840	5,840	5,475	0	0	5,550		
		収穫	5,729 (1.8)	5,650	5,500	5,840	5,840	5,675	6,000	0	5,550		
		女性	農作業一般	専門作業	6,425 (△0.4)	7,700	5,400	0	5,967	6,500	6,640	5,500	6,750
				一般・軽作業	5,567 (0.7)	5,575	5,400	5,702	5,560	6,020	6,117	5,043	5,422
うち具体的作業	水		機械作業助	5,812 (1.4)	6,000	5,400	0	5,800	5,800	6,175	5,613	5,675	
			田植	5,670 (4.0)	5,850	5,400	5,720	6,000	0	0	0	5,200	
	稲		稲刈	5,725 (2.3)	5,900	5,400	5,678	6,000	0	6,000	0	5,200	
			りんご	剪定	8,310 (1.0)	8,900	8,000	9,167	0	8,000	0	0	8,050
	摘果		5,509 (1.6)	5,600	5,400	5,747	5,640	5,475	0	0	5,375		
	収穫		5,539 (1.7)	5,650	5,400	5,800	5,640	5,475	6,000	0	5,375		

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

(2) 1日当たりの実勢賃金の男女間格差 (第6表)

1日当たりの実勢賃金の男性と女性を比較したものをまとめたものである。

これをみると、「田植」、「稲刈」を除く作業の実勢賃金において、男女間に格差がみられ、女性が男性を下回っている。

第6表 1日当たりの実勢賃金の男女間格差 (男性を100とした場合の女性の指数)

	専門作業	一般・軽作業	機械作業助	田植	稲刈	りんご		
						剪定	摘果	収穫
昭和62年	89	94		95	95		97	97
63年	90	93		95	94		98	98
平成元年	89	96		95	94		98	97
～	～	～	～	～	～	～	～	～
22年	91	99	105	99	98	96	97	94
23年	90	98	96	100	100	95	96	96
24年	91	98	95	101	100	94	97	96
25年	90	98	95	101	100	96	98	97
26年	90	98	95	101	101	95	97	97

4. 農業臨時雇賃金と標準賃金との比較（第7表）

市町村農業委員会では、農業労働力の需給調整や、農業経営の合理化などを図る観点から、近隣市町村や農協等との連携のもとに農作業及び請負などの標準額（協定賃金）をまとめたものである。

その標準額（協定賃金）と本調査結果の農業臨時雇賃金を比較したものである。

作業別に県平均を見ると、「水田一般」が5,767円で、標準額に対し105と最も高い指数となっている。

地域別に見ると、《津軽南》の「水田一般」、《中弘》の「果樹一般」、《東青》の「剪定」が標準額に対し111、《中弘》の「水田一般」が110と高い指数となっている。

第7表 農業臨時雇賃金と標準賃金

（単位：円／1日〔8時間〕当たり）

		県平均	郡 市 別							
			東 青	西・つがる	中 弘	津 軽 南	北 五	上 十 三	下 北 三	八
田 植	臨時雇賃金	5,624	5,850	5,400	0	0	0	0	0	5,200
	標準額	5,574	5,660	5,400	5,450	5,425	5,433	6,200	6,000	5,400
	指数	101	103	100	0	0	0	0	0	96
稲刈	臨時雇賃金	5,690	5,900	5,400	0	0	0	6,000	0	5,200
	標準額	5,527	5,635	5,400	5,450	5,425	5,433	6,000	6,000	5,400
	指数	103	105	100	0	0	0	100	0	96
水田一般	臨時雇賃金	5,767	0	0	6,000	6,000	6,000	0	0	5,300
	標準額	5,512	5,508	5,400	5,450	5,420	5,575	5,900	5,344	5,400
	指数	105	0	0	110	111	108	0	0	98
畑一般	臨時雇賃金	5,687	5,575	5,467	5,580	5,580	6,017	6,300	5,230	5,563
	標準額	5,523	5,460	5,400	5,500	5,420	5,550	5,833	5,344	5,400
	指数	103	102	101	101	103	108	108	98	103
果樹一般	臨時雇賃金	5,695	5,625	5,500	6,055	5,840	5,575	6,000	0	5,550
	標準額	5,464	5,513	5,400	5,450	5,420	5,400	6,000	0	5,433
	指数	104	102	102	111	108	103	100		102
剪定	臨時雇賃金	8,710	8,900	9,100	8,840	8,840	8,575	0	0	8,425
	標準額	8,453	8,000	8,500	8,500	8,840	8,500	0	0	8,150
	指数	103	111	107	104	100	101			103

※ 標準額は市町村農業委員会が策定した額の平均

指数：それぞれ標準額を100とした場合

「果樹一般」の農業臨時雇賃金は、摘果・収穫（男性）の両賃金の平均

5. 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）の水準

(1) 他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）（第8表）

市町村ならびに、近郊（通勤可能範囲）における他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）の水準の県平均をまとめたものである。

男女ごとにみると、男性の1日（8時間）当たりの賃金平均額は、「建設業」が7,848円（対前年比0.0%）と最も高く、次いで「製造業」が6,031円（同0.9%上昇）、「サービス業」が5,986円（同0.0%）の順となっている。

一方、女性の1日（8時間）当たりの賃金平均額は、「建設業」が6,668円（同0.4%上昇）と男性同様最も高く、次いで「公的勤務」が5,790円（同0.9%上昇）、「サービス業」が5,742円（同3.1%上昇）の順となっている。

地域別にみても、女性の《西・つがる》と《津軽南》を除き、「建設業」が最も高い賃金額となっている。

第8表 他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）（単位：円／1日〔8時間〕当たり）

	県平均	市 別																
		東	青	西・つがる	中	弘	津	軽	南	北	五	上	十	三	下	北	三	八
男性	公的勤務	5,895 (0.6)	6,064	6,314	5,750	5,960	5,750	5,801	5,925	5,785								
	建設業	7,848 (0.0)	9,000	8,000	7,188	7,850	7,550	7,919	7,614	7,920								
	製造業	6,031 (0.9)	5,611	0	6,000	6,475	5,539	6,394	6,554	5,780								
	卸・小売業	5,934 (1.5)	6,067	0	5,600	6,567	5,539	6,253	6,238	5,556								
	サービス業	5,986 (0.0)	5,625	0	5,600	7,433	5,380	6,606	6,179	6,093								
女性	公的勤務	5,790 (0.9)	5,507	6,314	5,250	5,960	5,750	5,801	5,925	5,742								
	建設業	6,668 (0.4)	7,833	6,000	6,000	7,000	6,467	6,979	6,185	6,584								
	製造業	5,594 (0.9)	5,611	0	5,000	6,225	5,539	5,579	5,461	5,509								
	卸・小売業	5,635 (1.8)	6,067	0	5,000	6,400	5,539	5,594	5,333	5,483								
	サービス業	5,742 (3.1)	5,125	0	5,000	7,100	5,380	6,038	5,381	5,851								

※（ ）内は対前年比上昇率（%）〔△は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

(2) 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金との比較（第9表）

農作業の「田植」賃金を基準（100）とした場合の、農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金を比較したものである。

男女別にみると、男性では、「田植」が5,624円となっており、それに対して「建設業」が7,848円で指数が140と最も高く、次いで「専門作業」が7,124円で指数は127となっており、その他と比較しても「田植」が最も低い水準となっている。

一方女性では、「田植」が5,670円となっており、それに対して「建設業」が6,668円で指数が118と最も高く、次いで「専門作業」が6,425円で指数は113となっている。

また、全体をみてみると、男女ともに農作業臨時雇賃金の「専門作業」は、他産業臨時雇賃金の「建設業」を除くすべての業種の平均額を上回っている。

第9表 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金との比較 (単位：円/1日〔8時間〕当たり)

		農作業臨時雇賃金			他産業臨時雇賃金				
		田植	専門作業	一般作業	公的勤務	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業
男性	県平均	5,624	7,124	5,687	5,895	7,848	6,031	5,934	5,986
	対前年比	(4.3)	(△1.2)	(0.4)	(0.6)	(0.0)	(0.9)	(0.2)	(0.0)
	指数	100	127	101	105	140	107	106	106
女性	県平均	5,670	6,425	5,567	5,790	6,668	5,594	5,635	5,742
	対前年比	(4.0)	(△0.4)	(0.7)	(0.9)	(0.4)	(0.9)	(1.8)	(3.1)
	指数	100	113	98	102	118	99	99	101

※ 指数：農業臨時雇賃金の「田植」を100とした場合

6. 農外諸賃金の水準 (第10表)

市町村ならびに近郊(通勤可能範囲)での、農外諸賃金「大工」、「左官」、「土木工」、「造林」、「伐出」の1日(8時間)当たりの賃金(男性)をまとめたものである。

農外の職種別賃金の県平均をみると、「大工」が12,991円(対前年比2.4%上昇)と最も高く、次いで「左官」が12,456円(同3.3%上昇)、「伐出」が11,490円(同0.7%上昇)となっており、すべての項目で上昇している。

第10表 農外諸賃金の水準(男性) (単位：円/1日〔8時間〕当たり)

	県平均	郡			市					別						
		東	青	西・つがる	中	弘	津	軽	南		北	五	上	十	三	下
大工	12,991 (2.4)	14,900	13,500	11,938	13,040	13,950	11,619	12,125	13,740							
左官	12,456 (3.3)	13,900	14,350	11,334	12,280	13,400	11,394	11,500	12,851							
土木工	9,129 (3.0)	8,000	9,550	6,988	9,460	9,967	9,219	9,143	8,929							
造林	10,038 (0.5)	9,500	9,400	10,584	9,000	8,833	9,500	9,429	11,403							
伐出	11,490 (0.7)	10,000	11,800	13,000	9,500	13,000	9,750	10,667	12,458							

※ ()内は対前年比上昇率(%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]